

平成 30 年 4 月 2 日

お客様各位

## 「とびうめ災害復旧個人・事業者ローン」商品概要変更のお知らせ

平成 30 年 4 月 2 日より、「とびうめ災害復旧個人ローン」「とびうめ災害復旧事業者ローン」のお借入金額単位が 1 万円単位より 1 円単位へ変更となりましたので、お知らせいたします。

詳細につきましては、ご遠慮なく、窓口にお問い合わせください。

## とびうめ災害復旧個人ローン商品概要

お取扱期間	平成30年1月4日（木）～平成30年6月29日（金）受付分まで
ご利用いただける方	平成29年7月5日からの九州北部豪雨による災害救助法の指定区域且つ当組合営業エリア（朝倉市・東峰村）にお住いの被災者の方で、次の両項目を満たされる方 ● 満20歳以上、完済時70歳以下の方 ● 勤続2年以上の給与所得者及び個人事業者
お借入金額	10万円以上 500万円以下（1円単位）
お借入期間	7年以内（最長6ヶ月の元金据置が可能）
お使いみち	災害復旧資金、ただし、資金使途が明確なもの （事業性資金・旧借返済および既存借入のお借換えはできません）
お借入利率	年利 1.500%（変動金利6ヶ月変動型）
ご融資形態	証書貸付
ご返済方法	元金均等返済または元金均等返済（ボーナス併用返済可能）
連帯保証人	原則として1名以上
担保	原則として不要 ただし、当組合が必要と認めた場合は、別途徴求いたします
融資実行手数料	無 料
お申込時に必要なもの	① 本人確認資料 ② リ災証明書（被災証明書等）または現場写真 ③ 所得証明書、源泉徴収票または確定申告書（直近3期分） ④ 資金使途確認資料（見積書等） ⑤ その他審査に必要な書類

## とびうめ災害復旧事業者ローン商品概要

お取扱期間	平成30年1月4日（木）～平成30年6月29日（金）受付分まで
ご利用いただける方	事業所または住居が当組合の営業区域の中小企業者で、次の①～③の何れかに該当する中小企業者 ① 被災された中小企業者 ② 主要取引先が被災された中小企業者 被災地域の方を雇用されている中小企業者 ③ 7月5日の大雨の影響により、1ヶ月間の売上高が前年同期比10%以上減少することが見込まれる中小企業者
お借入金額	100万円以上1,000万円以下（1円単位）
お借入期間	運転資金：7年以内（※短期資金は1年以内） 設備資金：10年以内 ※運転資金・設備資金ともに最長6ヶ月の元金据置が可能
お使いみち	平成29年7月九州北部豪雨の影響により、事業経営に必要となった運転資金・設備資金 ※既存借入の借換えはできません
お借入利率	年利 1.850%（連動金利）
ご融資形態	証書貸付・手形貸付
ご返済方法	元利金均等返済または元金均等返済、一括返済
連帯保証人	原則として1名以上 ただし、当組合が必要と認めた場合は、追加することもあります
担保	原則として不要 ただし、当組合が必要と認めた場合は、別途徴求いたします
融資実行手数料	無料
お申込時に必要なもの	① 被災した場合・・・り災証明書（被災証明書等）または現場写真 売上減少の場合・・・売り上げを確認できる書類 ② 決算書 ・法人の場合：直近の決算書3期分および付属明細書一式 ・個人事業者の場合：直近の確定申告書3期分 ③ 資金使途確認資料（見積書等） ④ その他審査に必要な書類